

桑名広域清掃事業組合インターネット公有財産[※]売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「桑名広域清掃事業組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとヤフオク!ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

公有財産[※] 本文中の公有財産とは、地方自治法第 238 条の規定にかかわらず物品を含みます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、桑名広域清掃事業組合の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび貴組合における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴組合の指示に従い、貴組合に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴組合に対し一切異議、苦情などは申したてません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴組合に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、貴組合の公有財産売却にかかわる「本ガイドライン」、「入札公告」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴組合に対し一切異議、苦情などは申したてません。

桑名広域清掃事業組合インターネット公有財産売却ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当する方
- (2) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄))

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

(参考：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抄))

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実があること。

(4) 日本語を完全に理解できない方

(5) 桑名広域清掃事業組合が定める本ガイドラインおよびヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり桑名広域清掃事業組合が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間桑名広域清掃事業組合の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や桑名広域清掃事業組合（執行機関）において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

一般競争入札を行う物件については現状での引き渡しのため、事前に購入希望の物件をご自身で確認し（原則として現地説明会は実施しておりません）、現況および諸規制に熟知したうえで入札してください。

(5) 公有財産売却は、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

- ・代理人により参加申込みする場合は、売却システムの画面上で仮申し込みを行った後、委任状、委任者及び受任者の公的機関発行の証（住民票、運転免許証、保険証、旅券等）の写しを提出してください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

(ア) 動産（車両含む）の入札へ参加を希望する場合は、本申し込みのための書類等の提出は原則不要です。

(イ) 不動産の入札へ参加を希望する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、桑名広域清掃事業組合のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」及び「受付確認表」を印刷し、必要事項を記入および押印後、入札日前90日以内に交付された居住地の市区町村長が発行した住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、桑名広域清掃事業組合に提出してください。（コピーは不可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効。）

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」、「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。（物件により納付方法が指定される場合があります。）
 - ・ 複数の不動産について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など桑名広域清掃事業組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 桑名広域清掃事業組合は、売払代金全額の納付を確認後、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (4) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびYahoo! JAPAN IDに登録されているメールアドレスを桑名広域清掃事業組合に開示され、かつ桑名広域清掃事業組合がこれらの情報を5年間保管すること。
 - ・ 桑名広域清掃事業組合（執行機関）から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN IDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN IDを売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ 桑名広域清掃事業組合は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について（不動産のみ）

- (1) 共同入札とは
 - 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 共同入札における注意事項
 - ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。

実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のYahoo! JAPAN IDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

- イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を桑名広域清掃事業組合（執行機関）に提出することが必要です。なお、申込書は桑名広域清掃事業組合のホームページより印刷することができます。
- ウ 申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- エ 共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた Yahoo! JAPAN ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として仮申し込みをしてください。

代理人により参加申込みする場合は、売却システムの画面上で仮申し込みを行った後、委任状、委任者及び受任者の公的機関発行の証（住民票、運転免許証、保険証、旅券等）の写しを提出してください。

動産（車両含む）の入札へ参加を希望する場合は、仮申し込みを行った後、本申し込みのための書類等の提出は原則不要です。

不動産の入札へ参加を希望する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、桑名広域清掃事業組合のホームページより申込書及び受付確認表を印刷し、必要事項を記入および押印後、入札日前 90 日以内に交付された居住地の市区町村長が発行した住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、桑名広域清掃事業組合に提出してください。（コピーは不可。郵送の場合は、申込締切日の消印有効。）

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、桑名広域清掃事業組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、桑名広域清掃事業組合が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、売却区分ごとに売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに桑名広域清掃事業組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権

を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したYahoo! JAPAN IDで公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・共同入札する場合は、クレジットカードによる入札保証金の納付はできません。

イ 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、公有財産売却の参加申込者より必要書類が桑名広域清掃事業組合（執行機関）に到着後、桑名広域清掃事業組合（執行機関）から振込口座を電子メールにて連絡しますので、桑名広域清掃事業組合が指定する口座に入札保証金を電信扱いで納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・桑名広域清掃事業組合が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに桑名広域清掃事業組合の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金、または売買代金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN IDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札参加資格のない方がした入札の取扱い

桑名広域清掃事業組合は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札については、無効とします。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、桑名広域清掃事業組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者の Yahoo! JAPAN ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 桑名広域清掃事業組合（執行機関）から落札者への連絡

落札者には、桑名広域清掃事業組合（執行機関）から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・桑名広域清掃事業組合（執行機関）が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、桑名広域清掃事業組合（執行機関）に連絡する際や桑名広域清掃事業組合（執行機関）に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者が契約を締結しなかった場合の取扱い

入札金額の入力間違いなどの理由により、落札者が契約を締結しない場合、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

桑名広域清掃事業組合（執行機関）は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には桑名広域清掃事業組合（執行機関）より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して桑名広域清掃事業組合が設定する契約締結期限までに桑名広域清掃事業組合（執行機関）に直接持参または郵送してください。

ア 必要書類

（動産）

（ア）市区町村が発行する身分証明書（提出日前 90 日以内に発行されたもの）

（イ）商業登記簿謄本（提出日前 90 日以内に発行されたもの）

（ウ）印鑑登録証明書（提出日前 90 日以内に発行されたもの）

（エ）動産（車両）については桑名広域清掃事業組合が契約書を送付する際に別途指示する書類

（不動産）

（オ）市区町村が発行する身分証明書（提出日前 90 日以内に発行されたもの）

（カ）土地については登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙等」といいます）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額に消費税相当額を加えた金額を売却の決定金額とします。ただし、土地については入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却の決定金額から事前に納付した契約保証金（売払代金に充当された入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、桑名広域清掃事業組合の設定する売払代金の残金納付期限までに桑名広域清掃事業組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（売払代金に充当された入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、桑名広域清掃事業組合（執行機関）が指定する方法により納付してください。

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに桑名広域清掃事業組合が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

・ 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

(1) クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。

公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後四週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

桑名広域清掃事業組合は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には桑名広域清掃事業組合（執行機関）より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市区町村が発行する身分証明書に、不動産については収入印紙等を、車両については別途指示する書類を併せて桑名広域清掃事業組合（執行機関）に直接持参または郵送してください。売払代金の残金納付を確認後、不動産登記簿謄本上の権利移転を桑名広域清掃事業組合が行い、車両については落札者において登録手続きを行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

（不動産）

(1) 売払代金の残金を納付後、桑名広域清掃事業組合のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、市区町村が発行する身分証明書（提出日前 90 日以内に発

行されたもの）および収入印紙等を併せて桑名広域清掃事業組合（執行機関）に直接持参または郵送してください。

- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。
また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に桑名広域清掃事業組合（執行機関）に対して任意の書式にて申請してください。

- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後一箇月半程度の期間を要することがあります。

（車両）

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

3 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など桑名広域清掃事業組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

（不動産）

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。
- (2) 所有権移転の登記を行う際は、収入印紙等が必要となります。
- 売払代金の残金を納付後、収入印紙等を桑名広域清掃事業組合（執行機関）に直接持参または郵送してください。
- ・共同入札者が落札者となった場合、収入印紙等は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）。
 - ・所有権移転登記を行う際に、桑名広域清掃事業組合（執行機関）と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手 1,500 円程度）が必要となる場合があります。

（動産）

- (1) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は落札者の負担となります。
- ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。
- イ 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- ウ 車両および物品等の配送は、落札者で手配し費用負担してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後四週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後四週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、桑名広域清掃事業組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、桑名広域清掃事業組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、桑名広域清掃事業組合は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、桑名広域清掃事業組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、桑名広域清掃事業組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、桑名広域清掃事業組合は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず桑名広域清掃事業組合は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

桑名広域清掃事業組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、桑名広域清掃事業組合物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、桑名広域清掃事業組合が公開している情報（文章、写真、図面など）について、桑名広域清掃事業組合に無断で転載・転用することは一切できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。